

「資金決済法上の暗号資産又は金融商品取引法上の電子記録移転権利に該当する ICO トークンの発行及び保有に係る会計処理に関する論点の整理」に関するコメント

公認システム監査人、特定行政書士 IFRS・連結会計・公共政策コンサルタント  
田淵 隆明

### 【質問 1】 基準開発の時期

○質問 1-1：速やかに基準開発に着手すべきと考えますか

⇒直ちに着手すべきであり、できれば 2023/04/01 に強制適用できるように、遅くとも、2024/04/01 に強制適用できるようにすべきである。

○質問 1-2：それはなぜですか。

⇒会計基準の不備により、会計上の不正や犯罪行為などが発生する可能性があると考えられる。よって、緊急に基準開発に着手すべきである。

★第 11 項・第 12 項に書かれている通り、現在、仮想通貨の発行は活発ではない。背景には数年前の某社の大量流出事件などがあるものと思われる。だからこそ、今のうちに制度を整備しておくべきである。

### 【質問 2】 ICO トークンの発行者における発行時の会計処理

(1) 契約自由の原則の下で自発的に発生した独立第三者間取引においては経済的に等価交換が成立している（その結果、発行時に利益を計上するケースは生じ得ない。）

とする考え方

(2) 提供する財又はサービスの価値が調達した資金の額に比して著しく僅少であるケースの存在を ICO トークンの発行取引の実態を示す特徴の 1 つとして捉え、当該取引を会計上適切に描写するため、等価交換が常に成立しているものとしては取り扱わない（その結果、発行時に利益を計上するケースは生じ得る。）とする考え方

⇒「第 2 の考え方」を支持する。今後、「暗号資産」取引に参入する国民は急増すると考えられる。よって、金融資産取引のプロのみの閉ざされた世界ではなくなると考えられる。

情報の不均等性に起因する情報弱者の保護の観点・消費者保護の観点・詐欺行為の抑止・暗号資産取引市場の健全なる発展の観点から、「第 2 の考え方」を支持する。

★確かに、学校教育においても、高等学校において本年度から、金融資産や投資が「家庭科」及び「公共」の単元となったが全国民に知識が普及するには時間が掛かるので、一切の取引を「自己責任」とするのは余りにも過酷であると考えられる。

★「契約自由の原則の下で自発的に発生した独立第三者間取引においては経済的に等価交換が成立している」とすることが、民法学上の多数説とも考えにくい。仮に斯様な考え方が採用されるならば、「消費者契約法」などの消費者保護法制そのものが成立しなくなる。

★「第 1 の考え方」に基づいて基準が算定された場合、所謂悪徳商法が蔓延り、知識に乏しい一般投資家が「自己責任」の名の下に不利益を蒙ることが多発すると考えられる。その結果として、本件を巡る訴訟が多発するとともに、反社会的勢力の勢力拡大を助長するとともに、暗号資産取引の市場そのものの健全なる発展が阻害されることになりかねないと危惧される。よって、「第 1 の考え方」は絶対に採用すべきではない。

★現に、規制当局である金融庁自身が、「適正な自己責任を求めつつ、規制内容を明確化した上で、利用者保護や適正な取引の確保を図っていくことを基本的な方向性とすべきと考えられる。」としており、「第 1 の考え方」はこれに矛盾するものである。

※投資性を有する ICO を「金融商品取引法」の規制対象とし、その他の決済手段に過ぎない ICO を「資金決済法」の規制対象に残したことは妥当であると考えられる。以下、このパブリック・コメントでもこの論点整理の趣旨に鑑み、第 6 項の(2)及び(3)についてのみ述べる。

### 【質問 3】 資金決済法上の暗号資産に該当する ICO トークンの発行及び保有に関するその他 の論点（第 38 項及び第 39 項参照）

① ICO トークンの発行時において自己に割り当てた ICO トークンの会計処理について、第三者が介在していない内部取引として会計処理の対象としない方法と、会計処理の対象として会計上の資産及び負債（発行者が何らかの義務を負担している場合）を計上する方法のいずれによるべきかが論点となる。

⇒会計処理の対象として、会計上の資産及び負債を認識すべきである。

これは社債を発行した直後に、引受者との合意で、買い取りを行った場合に類似していると考えられる。

- (1) 現金預金    xxxx / 社債        xxxx
- (2) 有価証券    xxxx / 現金預金    xxxx

※(2)の段階では直ちに社債の償還にはならない。

② ICO トークンの発行後において第三者から取得した ICO トークンの会計処理について、関連する負債の消滅又は控除として取り扱う方法（関連する負債の消滅の認識を行う方法、又は関連する負債の消滅の認識は行わず ICO トークンの取得原価をもって関連する負債から控除して表示する方法）と、資産として取り扱う方法のいずれによるべきかが論点となる。

⇒「第三者から取得した ICO トークン」という表現について、誤解を防止するため、「第三者から取得した**自社発行の** ICO トークン」と明記するべきである。

⇒ICO トークンが第 6 項の(1)の場合に金融商品取引法の規制対象となったように、そもそも「ICO トークン」は有価証券に近い性質を有している。また、第三者から取得した時点で直ちに ICO トークンが無効になる訳ではなく、再び他者に譲渡することが可能である。よって、この場合は、**資産として取り扱うべき**である。

#### 【質問 4】電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有に関する論点

○(1) 電子記録移転有価証券表示権利等に関して、株式会社以外の会社に準ずる事業体等における発行及び保有の会計処理を新たに定めることのニーズの有無について、関係者に意見を求めることが考えられる。

⇒この考え方は妥当である。積極的にヒヤリングの場を設けるべきである。

○(2) 本論点は電子記録移転有価証券表示権利等のみに限定されたものではなく、また、今後どのような財又はサービスが付与されるかは現時点では定かではないことから、その状況が大きく変化しない限り、本論点は取り扱わないこととすることが考えられる。

⇒**全く同意しない。今後**、多くの問題が発生することが危惧されるので、取り扱うべきである。

○(3) 実際に発行が行われるか定かではないことから、その状況が大きく変化しない限り、本論点は取り扱わないこととすることが考えられる。

⇒**全く同意しない。今後**、多くの問題が発生することが危惧されるので、取り扱うべきである。

○(4) 取引量が増加し、市場が十分に形成されるまでは、組合等の会計処理と同様に扱うことが考えられる。

⇒この考え方は概ね妥当であると考えられる。

○その他

⇒早晚、有価証券報告書において、個別財務諸表及び連結財務諸表における注記の対象になることが考えられるので、実務対応報告公開草案第 63 号の第 11 項・第 12 項及び第 46 項と同様に、注記に記載する事項についての検討を開始するべきである。

#### 【質問 5】 その他

⇒質問 1 でも述べたが、情報の不均等性に起因する情報弱者の保護の観点・消費者保護の観点・詐欺行為の抑止・暗号資産取引市場の健全なる発展の観点から、旧課程生である現在の高校 2 年以上、及び、大学においても、暗号資産に関する教育が行われるよう、ASBJ からも文部科学省に申し入れるべきである。特に、成人年齢が 18 歳に引き下げられたことを考慮し、現在の高校 2・3 年生に対する教育は急務であると考えられる。

また、社会人に対する情報の周知徹底も必要である。

⇒一部報道にもあるように、現在、法務省は「組織犯罪処罰法」を改正し、不正な暗号資産を没収の対象とする方向で改正する意向とのことである。従って、没収が行われた場合の会計基準についても検討を開始するべきである。

(以上)